

第3号様式

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：株式会社KANSOテクノス

業者の住所：大阪府大阪市中央区安土町1-3-5

2 指名停止措置期間：令和7年7月15日から令和7年9月14日まで（2か月）

3 指名停止措置の範囲：大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県

4 事実概要

同社は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」という。）が資格を取得していたとして、国土交通大臣から技術検定の合格取消が行われたが、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日、建設業許可部局である近畿地方整備局長から監督処分（指示処分及び22日間の営業停止処分）を受けたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2 1～10 略 (建設業法違反行為) 11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該プロックを対象として1か月以上9か月以内
12～14 略	